

分会情報

J R 東海 労 大 阪 仕 業 検 査 車 両 所 分 会
No. 3 2009. 9. 14
発行責任者 柿本 克彦
編集責任者 教 宣 部

加藤裁判・控訴審に組合員は結集しよう！！

10月5日は刑事裁判（高裁）の判決！

9月7日、蒲郡駅事件の刑事裁判第1回控訴審が開かれました。この裁判で、弁護士が『控訴趣意書』の要旨を陳述し、この日で結審しました。

この裁判は、事件としての具体的事実も証拠もない中で、検察がつくり出したストーリーを名古屋地裁が無理やり不合理にも「推認」で犯罪として成立させ不当な懲役6ヶ月、執行猶予2年の有罪判決を下したものです。

その地裁判決に対して名古屋高裁の判決が言い渡されますが、刑事事件は被告人側が「やっていない」事を証明する必要はありません。検察が「事実」の存在を証明しなければなりません。そして、高裁は「推認」だけで有罪の判決を下した地裁の判決を破棄しなければ警察、検察、裁判所の国家としての政治弾圧であることが赤裸々になるということです。

翌日6日は民事裁判（高裁）の第1回控訴審！

民事裁判は、加藤さんの懲戒解雇撤回を求めている裁判ですが、この裁判でも刑事裁判と同じく「推認」と同じ「蓋然性」という難しい言葉を使用して、刑事裁判の判決文をベースにして名古屋地裁は不当にも請求を棄却しました。その第1回控訴審が名古屋高裁で開かれます。

高裁は、古田助役証言の「内部文書ファイルが入っていたキャビネットは日頃から鍵を掛けて厳重に保管していた」「一般社員は文書の存在も書庫の鍵の保管場所も知らない」との証言を採用し、また、「窃取」されたとされるファイルに付いているはずの指紋について、刑事裁判の判決は一言も触れていませんが、民事裁判では「仮に指紋の捜査が行われていたとしても月日の経過及び他人の接触などにより、本件各文書から指紋が検出されなくなることもありうる」と指紋が検出されなかったことを認めています。その言い訳を合理的に説明し逆転判決を言い渡さなければなりません。全組合員の皆さん！！名古屋地裁の判決がいかにも不当だったのかをこの控訴審を傍聴しながら加藤さんと共に闘いましょう。

職場から、加藤さんの完全無罪・早期職場復帰まで最後まで闘おう！！